

広島県告示第六百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十一年広島県告示第九百十七号	
所在地		広島県広島市安佐北区亀山南一丁目、同区亀山南二丁目、同区亀山南四丁目及び同区亀山南五丁目地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	亀山南五丁目九（〇四六二） 亀山南五丁目二一（四六九一）	急傾斜地の崩壊
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類		
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	大毛寺川支川（六四〇〇） 大毛寺川支川（六四二一） 大毛寺川支川（六四三二） 大毛寺川支川（六四五） 太田川支川（二〇七九） 太田川支川四七（二〇七九隣） 大毛寺川支川（二〇八〇） 大毛寺川支川（六四二a）	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類		

大毛寺川支川(六四二b)

土右流

